

川崎市公告第1320号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年10月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名（賃貸借物品）

令和8年度軽貨物自動車の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市高津区役所橘出張所駐車場（川崎市高津区千年1362-1）

(3) 賃貸借期間及び台数

令和9年3月1日から令和16年2月28日までの84か月 1台

(4) 賃貸借物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、
種目「車両」に登載されていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要な資料
を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市高津区下作延2丁目8番1号（高津区役所2階）

川崎市高津区役所まちづくり推進部総務課 稲原担当

電 話 044-861-3122

(2) 配布・提出期間

令和8年10月8日（木）から令和8年10月16日（金）正午までの午前9時
00分から正午及び午後1時から午後5時まで（ただし土曜日、日曜日、国民の祝
日を除く。）

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 納入予定車両の仕様書及びカタログ等の資料

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書のメールアドレスに、令和8年10月19日（月）までに一般競争入札参加資格確認通知書、仕様書及び質問書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和8年10月19日（月）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）に、上記3（1）の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。

5 仕様書の交付

上記4により無償で仕様書を交付します。また、仕様書は、上記3（1）の場所において上記3（2）の期間まで、縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ場所

上記3（1）に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和8年10月19日（月）午前9時から令和8年10月22日（木）午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

(3) 問い合わせ方法

上記4に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛て送付してください。

メールアドレス 67soumu@city.kawasaki.jp

FAX 044-861-3103

(4) 回答方法

質問があった場合、令和8年10月27日（火）までに参加全社宛て、文書（FAX又は電子メール）にて回答します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

入札金額は税抜きの総額で行います。月額賃貸借料に賃貸借期間の月数及び台数を乗じた額で見積もりをしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒にて提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年11月4日(水) 午前10時00分

イ 場所

川崎市高津区下作延2丁目8番1号 高津区役所5階第2会議室

(3) 入札書の提出

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

また、本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を川崎市は変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求できるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 賃貸借料の支払いについては、毎月払いとします。

(5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。